契約変更理由書

神戸市

工事名	鈴蘭台駅北地区　宅地造成工事用進入路整備工事

契約変更後の工事概要

施工延長　L=255m

・道路土工　一式　　・排水構造物工　624m　・地盤改良工　1190㎡

・舗装工　2423㎡　　・道路付属施設工　一式

・構造物撤去工　一式　　・仮設工　一式

設計変更の理由

1. 伐採工について、道路土工に伴う機械施工による小規模な伐採と想定した箇所については、当初、共通仮設費率で計上していたが、雑木・雑草が生い茂り、支障物の確認もできないことによりチェーンソー等、人力による伐採作業が必要となったため、伐採工が積上げ計上に変更となり、増額となる。

2. 支障物撤去工について、本工事の伐採工および別工事のアパート（好文荘）解体工事完了に伴い、工事用進入路整備予定地の、藤棚・修景池・花壇・上屋・土間・擁壁・浄化槽などの工事支障物の撤去が必要であることが判明したため、増額となる。

3. 工事用進入路の舗装工について、当初、防塵対策として路盤工（再生砕石)のみとしていたが、計画縦断勾配12%と急勾配となる区間については、工事用車両通行に伴う防塵対策に加え、飛び石防止対策が必要であると判断し、当初設計の路盤工の上にアスファルト舗装を追加するため、増額となる。

4. 本工事の現場発生土は、基本的に現場内流用とし、表土（地表から30cm程度）については現況が耕作地であるため、処分を行う。表土（草まじり土）の処分先を環境局所管の淡河環境センターとしていたが、環境局との協議の結果、雑草等の有機物が混入し覆土としての使用が困難であるため受入不可と判断されたため、残土処分先を表土（草まじり土）の受入可能な処分場に変更する必要が生じ、増額となる。

5. 本工事の表土掘削後に原位置試験を行った結果、土質が軟弱（粘性土）であり、工事用仮設道路として建設機械の走行に必要な最低限の強度に届かないことが判明したため、トラフィカビリティの改善と発生土の利用促進を考慮して、安定処理工が増工となる。

6. その他工種の変更並びに数量の増減については、現地精査による。